

原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第7条第1項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、これら計画の適正化を図る。

原子力災害対策特別措置法第7条第1項（抜粋） -
原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、……中略……原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2. 修正した日

平成20年9月19日

3. 修正の内容

(1) 原子力災害対策特別措置法施行規則改正に伴う修正

原子力防災資機材において放射線量を測定する線量計は、「熱ルミネセンス線量計」としていたが、平成20年3月24日の原子力災害対策特別措置法施行規則第12条第1項（原子力防災資機材）の改正に伴い、「熱ルミネセンス線量計」に加え「蛍光ガラス線量計」の使用も可能となったため、その旨、原子力防災資機材の記載箇所に反映した。

(2) 地方公共団体の組織改正に伴う修正

「京都府組織改編（平成20年4月）」¹および「滋賀県組織改編（平成20年4月）」²ならびに「敦賀市組織改編（平成20年4月）」³に伴い、通報箇所名等に反映した。

- 1：高浜発電所および大飯発電所原子力事業者防災業務計画が修正対象
- 2：美浜発電所および大飯発電所原子力事業者防災業務計画が修正対象
- 3：美浜発電所原子力事業者防災業務計画が修正対象

(3) その他

原子力防災教育のうち放射線監視装置、放射性物質輸送容器など設備・装置に関する教育の実施頻度を修正し教育の充実を図った。また、各条項で定めている職務実施者の職位名の記載の修正など、記載の適正化を行った。

以上

(参考)

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について規定

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力災害が発生した場合に備えて、周到かつ十分な予防対策を行うための体制整備、原子力防災資機材の整備ならびに原子力防災教育および原子力防災訓練の実施等について規定

第3章 緊急事態応急対策等の実施

原子力緊急事態となった場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施ならびに関係機関への要員派遣および資機材の貸与等について規定

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった以降の、適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施ならびに被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等について規定

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等について規定

以上